

# 赤穂かん水塩販売等事業者募集要項

「『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の日本遺産認定を契機として、市内の製塩事業者により、兵庫県立赤穂海浜公園「塩の国」のかん水を使った塩（以下「赤穂かん水塩」といいます。）の購入について、次のとおり販売や飲食等に活用し提供する事業者（以下「販売等事業者」といいます。）を募集しています。

## 1. 販売等事業者の登録要件

### （1）登録要件

販売等事業者となるには、赤穂市への登録が必要となり、販売等事業者として登録できる業種は次のとおりです。

大分類	中分類	小分類
E. 製造業	09. 食料品製造業	092. 水産食料品製造業
		093. 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		094. 調味料製造業
		097. パン・菓子製造業
		099. その他の食料品製造業
	10. 飲料・たばこ・飼料製造業	101. 清涼飲料製造業
		102. 酒類製造業
I. 卸売業・小売業	58. 飲食料小売業	581. 各種食料品小売業
		586. 菓子・パン小売業
		589. その他の飲食料品小売業
M. 宿泊業、飲食サービス業	75. 宿泊業	751. 旅館、ホテル
		752. 簡易宿所
	76. 飲食店	761. 食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		762. 専門料理店
		763. そば・うどん店
		764. すし店
		765. 酒場・ビヤホール
		767. 喫茶店
		769. その他の飲食店

※上記の業種以外で「赤穂かん水塩」の活用において、赤穂市長がふさわしいと認めた場合は、この限りではありません。

### （2）厳守事項

ア 登録の有効期間は3年間で、特に申し出がないときは、期間満了の日からさらに3年間延長します。なお、登録解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前まで

に、市に申し出なければなりません。

イ 販売等事業者は、登録で得た権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはなりません。

## 2. 特定販売取次所

販売等事業者が赤穂かん水塩を購入する際、次の特定販売取次所が窓口となります。

名 称	赤穂駅周辺整備株式会社プラット赤穂管理事務所
所 在 地	赤穂市加里屋290番地10 プラット赤穂2階
連 絡 先	TEL0791-45-7400

## 3. 赤穂かん水塩の種類及び価格について

赤穂かん水塩の種類と価格については、特定販売取次所に直接ご確認ください。

## 4. 登録の手続き

販売等事業者の登録は、「赤穂かん水塩の取扱いに関する要綱」に定める登録申請書（様式第3号）に必要事項を記入の上、赤穂市商工課へ提出してください。

審査後、赤穂市から登録可否決定通知書を交付します。

## 5. 登録の取り消し

赤穂市は、販売等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽の申請により、販売等事業者の登録を受けたとき。
- (2) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条の規定に該当するものであると判明したとき。
- (3) この「募集要項」の各事項に違反する行為が認められたとき。
- (4) その他、赤穂市長が必要と認めるとき。

### 【申請書の提出先：お問い合わせ】

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 赤穂市産業振興部商工課

TEL 0791-43-6838 FAX 0791-46-3400

土日祝、年末年始をのぞく月～金 8:30～12:00、13:00～17:15

令和6年4月1日現在